

り、それぞれこれに署名しなければならぬ。

総会外において役員を選挙を行うときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 役員は、三年以内において定款で定める。

設立当時の役員は、前項の規定にかかわらず、創立総会（農業共済組合の合併による設立の場合は設立委員会）において定める。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

第四十五条の二第四項中「第三十一条第三項乃至第五項」を「第三十一条第三項乃至第八項」に改める。

第七十九条第二項中「定款に違反する疑があるとき」を「定款に従つて適正になされてゐるか否かを知らぬ必要があるとき」に改める。

（及ぶ第三号）
第七十七条第四項第一号中「標準被害率」を「通常標準被害率」に、同項第二号中「種類ごとに定める一定の率」を「種類ごとに定める異常標準被害率（以下單に異常標準被害率という。）」に、「その一定の率」を「異常標準被害率」に、同項第三号中「前号の一定の率」を「異常標準被害率」に改める。

第七百三十五条第一号及び第七百三十七条第一号中「標準被害率」を「通常標準被害率」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行

する。但し、第十二条、第十三条の二、第十三条の三及び第七百七条第四項の改正規定は、昭和二十七年四月から適用する。

2 農業災害補償法第十二条第三項の規定の適用を除外する法律（昭和二十四年法律第四十六号）は、廃止する。

3 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「食糧管理特別会計」を削る。

4 食糧管理特別会計法（大正十四年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「農業共済再保険特別会計へ繰入金」を削る。

5 この法律の施行の際現に存する農業共済組合及び農業共済組合連合会の役員及び総代の任期については、なお従前の例による。但し、總會において、改正された任期によるべき旨を議決したときは、その任期による。

農業災害補償法臨時特例法案
農業災害補償法臨時特例法
（目的）

第一条 この法律は、農作物共済の合理化に資するため、水稻及び麦についての農作物共済に係る農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の規定に特例を設け、これを試験的に次条の農業共済組合及びその農業共済組合を会員とする農業共済組合連合会に適用することを目的とする。

（農業共済組合の指定）
第二条 農林大臣は、政令で定める

基準に基き、水稻及び麦のそれぞれにつき、この法律により農作物共済を行ふべき農業共済組合をその農業共済組合の同意を得て指定する。

2 農林大臣は、必要があると認めるときは、当該農業共済組合の同意を得て前項の規定による指定を取り消すことができる。

（共済金額）
第三条 前条第一項の規定による指定を受けた農業共済組合（以下指定組合）という。については、当該共済目的に係る農作物共済の共済金額は、農業災害補償法第六條及び農業災害補償法第六條を改正する法律（昭和二十四年法律第二百一十一号）附則第四項の規定にかかわらず、当該指定組合の組合員の平均における水稻又は麦の收穫量の百分の八十に相当する石数を、收穫物の石当り価格の百分の八十を標準として、水稻にあつては全國一律に、麦にあつては都道府県又は都道府県内の地域ごとに一律に農林大臣が定める金額（以下「石当り共済金額」という。）に乘じて得た金額とする。

2 農業災害補償法第十二条第一項の規定により国庫が負担する金額を定める場合及び同法第七條第二項の規定により基準共済掛金率を定める場合における共済金額は、指定組合においても、前項の規定にかかわらず、同法第六條及び農業災害補償法の一部を改正する法律附則第四項の規定による共済金額に基いて計算する。

（共済掛金率等）
第四条 指定組合については、当該共済目的に係る農作物共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに、指定組合の前条第一項の規定による共済金額でその同条第二項の規定により計算された総共済金額を除いて得た率を、当該市町村（地方自治法第五十五條第二項の市にあつては、区）又は特別区の属する危険階級の基準共済掛金率に乘じて得た率（以下「農家單位共済基準共済掛金率」という。）を下らない範囲内において定款で定める。

2 指定組合を会員とする農業共済組合連合会の保険料率は、指定組合の当該共済目的に係る農作物共済については、農家單位共済基準共済掛金率と同率とする。

3 指定組合を会員とする農業共済組合連合会が政府に納入すべき再保険料の計算については、共済目的の種類ごとに、当該総保険金額を指定組合に係るものと指定組合以外の農業共済組合に係るものとに區別し、指定組合に係る保険金額に適用すべき再保険料率は、指

一号の規定により政府の再保険金額を定める場合及び同法第七條第一号の規定により政府の支払すべき再保険金を定める場合において、通常標準被害率を乗ずべき総保険金額は、指定組合に係るものについても、第一項の規定にかかわらず、同法第六條及び農業災害補償法の一部を改正する法律附則第四項の規定による共済金額に基いて計算する。

定組合の前条第一項の規定による総共済金額でその同条第二項の規定により計算された総共済金額を除いて得た率を、異常共済掛金標準率と超異常共済掛金標準率とを合計した率に乘じて得た率とする。

（共済金）
第五条 指定組合は、各組合員についての共済事故による耕地ごとの減収の合計が平均におけるその組合員の收穫量の百分の二十をこえた場合には、そのこえた部分の石数を石当り共済金額に乘じて得た金額に相当する共済金をその組合員に支払ふものとする。

（会計の区分経理）
第六条 指定組合は、この法律により共済事業を行う共済目的については、その共済目的の種類ごとに、他の共済目的と会計を区分して経理しなければならない。

2 指定組合を会員とする農業共済組合連合会は、この法律により共済事業を行う共済目的に係る会計のうち、指定組合に係るものを他と区分して経理しなければならない。

（剰余金の処分）
第七条 指定組合は、この法律により行う共済事業から生じた毎事業年度の剰余金を、共済目的の種類ごとに、その指定組合の当該共済目的に係る共済掛金率から農家單位共済基準共済掛金率を控除した率を総共済金額に乘じて得た金額を限度として、省令の定めるところにより、組合員に分配することができる。

定組合の前条第一項の規定による総共済金額でその同条第二項の規定により計算された総共済金額を除いて得た率を、異常共済掛金標準率と超異常共済掛金標準率とを合計した率に乘じて得た率とする。

2 指定組合は、前項の規定により分配をしてなお剰余があるときは、省令の定めるところによりこれを積み立てなければならぬ。

3 農業災害補償法第百一条及び第百二条の規定は、指定組合がこの法律により行つた共済事業については、適用しない。

(準備金の払い戻し)

第八條 指定組合を会員とする農業共済組合連合会は、それぞれの種類の共済目的につき、指定組合たるその会員のすべてがこの法律による共済事業を行ふことをやめた場合には、省令の定めるところにより、当該事業に係る準備金を当該会員に払い戻さなければならぬ。

2 指定組合がこの法律による共済事業を行ふことをやめた場合には、当該事業に係る準備金及び前項の規定により払い戻しを受けた準備金を、省令の定めるところにより、組合員に払い戻さなければならぬ。

(指定組合の組合員に対する補助)
第九條 国庫は、指定組合の組合員の共済金額に農家単位共済基準共済掛金率を乗じて得た額のうち当該組合員の負担に係る部分の二分の一に相当する額の補助金を当該組合員に交付する。

2 前項の規定により指定組合の組合員に交付すべき補助金は、これを組合員に交付するに代えて、当該組合員がその属する指定組合に支払うべき共済掛金の一部に充てるため当該指定組合にこれを交

付し、又は当該指定組合がその属する農業共済組合連合会に支払うべき保険料の一部に充てるため当該農業共済組合連合会にこれを交付することができる。

(報告の徴収)

第十條 農林大臣及び都道府県知事は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、指定組合及び指定組合を会員とする農業共済組合連合会から報告を徴することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、施行の日から起算して五年をこえない期間内において別に法律で定める日にその効力を失ふ。

3 この法律の失効に伴い必要な経過規定は、別に法律で定める。

4 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第二十條 農業災害補償法臨時特

例法(昭和二十七年法律第

九号)第九條ノ規定ニ依ル補助金

ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ当分ノ

間農業補助ノ歳出トス

農業共済基金法案

農業共済基金法

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 設立(第七条―第十三条)

第三章 会員(第十四条―第十七条)

第四章 管理(第十八条―第三十

条)

二条)

第五章 業務(第三十三條―第三十六條)

第六章 会計(第三十七條―第四十條)

第七章 監督(第四十一條―第四十四條)

第八章 補助(第四十五條―第五十條)

第九章 罰則(第五十一條―第五十四條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)による農業共済組合連合会の保険収支の長期均衡性にかんがみ、農作物共済、蚕繭共済及び家畜共済について、その保険金の支払に必要な資金の供給を円滑にするため、農業共済基金を設立し、もつて農業災害補償事業の健全な運営を図ることを目的とする。

(人格)

第二条 農業共済基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

(名称の使用制限)

第三条 基金でない者は、農業共済基金という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(主たる事務所)

第四条 基金の主たる事務所は、東京都に置く。

2 基金の住所は、その主たる事務所所在地にあるものとする。

(資本金)

第五条 基金の資本金は、三十億円とする。

2 政府は、十五億円を基金に出資しなければならない。

(登記)

第六条 基金は、政令の定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(第二章 設立)

(設立委員)

第七条 農業共済組合連合会(以下「連合会」という。)は、省令の定めるところにより、設立準備会を開き、設立委員を選任しなければならない。

(第三章 設立準備会)

2 前項の設立準備会の議事は、三分の二以上の連合会が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

3 設立委員の数は、八人以上とし、そのうち少くとも半数は、連合会の理事でなければならない。

4 第十六条第一項の規定は、設立準備会について準用する。

(創立総会)

第八条 設立委員は、定款案を作成し、これを創立総会の日時及び場所とともに、その会日の二週間前までに各連合会に通知して、省令で定める期日までに創立総会を開かなければならない。

2 定款その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会の議事は、半数以上の連合会が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

4 第十六条第一項の規定は、創立総会について準用する。

(設立の認可)

第九条 設立委員は、創立総会の終了後遅滞なく、定款を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 設立委員は、農林大臣の要求があつたときは、設立に関する報告書提出しなければならない。

(理事長への事務引渡)

第十条 前条第一項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を理事長に引き渡すとともにその旨を農林大臣に報告しなければならない。

(出資の払込)

第十一条 理事長は、前条の規定による事務の引渡を受けたときは、連合会にその出資の第一回の払込をすべき旨の通知をしなければならない。

2 政府は、前条の規定による報告を受けたときは、遅滞なく第五條第二項の出資金の全額を払い込まなければならない。

(設立登記の申請)

第十二條 理事長は、政府の出資の払込があつたときは、遅滞なく設立の登記の申請をしなければならない。

(設立の時期)

第十三條 基金は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによつて成立する。

(第三章 会員)

(全連合会の加入)

第十四條 基金が成立したときは、連合会は、すべて基金の会員とな

る。

(出資)

第十五条 会員が出資すべき金額は、合計十五億円とし、その会員の配分は、定款で定める。

2 前項の規定による出資金の配分は、第一号に掲げる金額の会員相互間の割合を基準としてしなければならない。但し、出資金の一部は、第二号に掲げる金額の会員相互間の割合を基準として配分し、又は各会員に平等に配分することができる。

一 会員ごとに、農作物共済及び蚕繭共済について、共済目的の種類別に、それぞれによつて算出した金額と、死亡廃用共済のうち省令で定める家畜に係るものについて、共済目的の種類別に、それぞれによつて算出した金額とを合計した金額

イ 省令で定める一定期間につき、その期間内の各事業年度の被害率のうち昭和二十七年事業年度に適用すべき通常共済掛金標準率をこえる部分を計算し、これを合計した率を、省令で定めるところにより算出される推定総保険金額に乘じて得た金額。但し、その被害率が昭和二十七年事業年度に適用すべき通常標準被害率をこえる事業年度については、当該通常標準被害率をその被害率とみなして計算する。

ロ 省令で定める一定期間につき、その期間内の各事業年度の被害率のうち、省令の定めるところにより、昭和二十七年

事業年度に適用すべき地域別の共済掛金標準率に基いて算出した率をこえる部分を計算し、これを合計した率を省令で定めるところにより算出される推定総保険金額に乘じて得た金額

二 会員ごとに、農作物共済、蚕繭共済及び死亡廃用共済のうち省令で定める家畜に係るものについて共済目的の種類別に省令で定めるところにより算出される推定総保険金額を合計した金額

3 会員は、定款の定めるところにより五年以内に出資の払込をしなければならない。

4 前項の規定による第一回の払込金の総額は、一億円を下つてはならない。

5 会員は、出資の払込について、相殺をもつて基金に対抗することができない。

6 会員の責任は、その出資額を限度とする。

(議決権)
第十六条 会員は、各々一箇の議決権を有する。

2 会員は、定款の定めるところにより、第二十五条第二項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、他の会員を代理人として議決権を行うことができる。

3 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、二以上の会員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を基金に差し出さなければならない

い。
(持分の譲渡禁止)
第十七条 会員の持分は、譲渡することができない。

第四章 管理
(定款)
第十八条 基金の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 目的
二 名称
三 業務
四 事務所の所在地
五 資本金の総額
六 出資に関する規定
七 会員に関する規定
八 役員に関する規定
九 総会及び運営委員会に関する規定
十 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
十一 準備金に関する規定
十二 事業年度
十三 公告の方法

(役員)
第十九条 基金に、役員として理事長一人、理事三人、監事二人を置く。

(役員の職務及び権限)
第二十条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の事務を掌理し、理事長に事故があるときは理事長の職務を代理し、理事長が欠員のときには理事長の職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査する。

(役員の選任及び任期)
第二十一条 役員は、定款の定めるところにより、総会で選任する。但し、設立当初の役員は、創立総会で選任する。

2 理事長又は設立委員は、前項の規定による役員の選任があつたときは、遅滞なく、これについて農林大臣に認可を申請しなければならない。

3 役員の選任は、前項の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 役員が欠員となつたときは、遅滞なく補欠の役員を選任しなければならない。

5 役員の任期は、三年とする。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の退任)
第二十二条 役員は、左に掲げる場合には、その職を失う。

一 任期が満了したとき。
二 辞任の申出につき、総会の承認があり、農林大臣がこれを認可したとき。

三 総会でその解任の議決があり、農林大臣がこれを認可したとき。

四 第四十四条第二項の規定により解任されたとき。

2 第三十条第二項の規定は、前項第三号の解任の議決に準用する。

(役員の兼職禁止)
第二十三条 理事長又は理事は、監事と兼ねてはならない。

(理事長及び理事の自己契約等の禁止)
第二十四条 基金が理事長又は理事

と契約をするときは、監事が、基金を代表する。基金と理事長又は理事との訴訟についても、また同様とする。

(会員に対する通知又は催告)
第二十五条 基金が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその会員の住所にあてれば足りる。

2 総会の招集の通知は、その会日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

3 前項の通知は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(定款その他の書類の閲覧)
第二十六条 理事長は、定款を各事務所に備えて置き、且つ、会員名簿及び総会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)
第二十七条 理事長は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失金処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

3 理事長は、第一項に掲げる書類

を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならぬ。

(民法の準用)

第二十八條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）、第五十三條から第五十六條まで（理事の代表権、仮理事）、第六十條（通常総会）及び第六十一條（臨時総会）の規定は、役員に準用する。この場合において、同法第四十四條、第五十三條及び第五十五條中「理事」とあるのは「理事長及理事」と、同法第五十六條中「裁判所」とあるのは「農林大臣」と、同法第六十條及び第六十一條中「理事」とあるのは「理事長」と読み替へるものとする。

(運営委員会)

第二十九條 基金に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、定款の定めるところにより、業務の運営に関する重要事項につき、理事長の諮問に応ずるものとする。

2 運営委員会は、委員十三人で組織する。

4 委員は、会員を代表する者八人及び基金の業務に關し學識経験を有する者五人をもつて充てる。

5 委員は、役員と相兼ねてはならない。

6 第二十一條第一項の規定は、委員の選任に準用する。

7 委員の任期及び退任については、定款の定めるところによる。

(総会の議決)

第三十條 左の事項は、総会の議決

を経なければならない。

一 定款の変更

二 業務報告書、財産目録、貸借

対照表、損益計算書及び剰余金

処分案又は損失金処理案

2 定款変更の議決は、総会員の半

数以上が出席し、その議決権の三

分の二以上の多数によらなければ

ならない。

3 定款の変更及び剰余金処分案又は

損失金処理案は、農林大臣の認

可を受けなければ、その効力を生

じない。

第三十一條 総会の議事は、この法

律又は定款に特別の定めがある場合

を除いて、出席者の議決権の過半

数で決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

2 議長は、総会で選任する。

3 議長は、会員として総会の議決

に加わる権利を有しない。

(民法の準用)

第三十二條 民法第六十四條（總會

の決議事項）及び第六十六條（表

決権のない場合）の規定は、總會

に準用する。

第五章 業務

(業務の範囲)

第三十三條 基金は、第一條に掲げ

る目的を達成するため、左の業務

を行う。

一 農作物共済、畜産共済又は家

畜共済に係る保険金の支払に關

して職員が必要とする資金の貸

付

二 農作物共済、畜産共済又は家

畜共済に係る保険金の支払に關

して職員が負担する債務の保証

第三十四條 基金は、業務開始の際

業務方法書を定め、これを農林大

臣に提出してその認可を受けなけ

ればならない。これを変更しよう

とするときも、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、資金の

貸付の方法、利率及び期限、元利

金の回収の方法、業務の委託の要

領、余剰金の運用の方法その他省

令で定める事項を記載しなければ

ならない。

(業務の委託)

第三十五條 基金は、農林中央金庫

その他農林大臣の指定する金融機

関に対し、省令の定めるところに

より、その業務の一部を委託する

ことができる。

2 農林中央金庫は、農林中央金庫

法（大正十二年法律第四十二号）

第十六條の規定にかかわらず、前

項の規定により委託された業務を

行うことができる。

3 農業協同組合法（昭和二十二年

法律第三十二号）第十條第一号

及び第二号の業務をあわせ行う農

業協同組合連合会は、同第五項

の規定にかかわらず、第一項の規

定により委託された業務を行うこ

とができる。

(貸付金等の使用)

第三十六條 会員は、基金から貸付

を受けた資金又は基金の保証に係

る借入金等を農作物共済、畜産共

済又は家畜共済に係る保険金の支払

以外の目的に使用してはならな

い。

2 会員が前項の規定に違反して資

たときは、基金は、定款の定める

ところにより、当該会員に対し、

貸付金の弁済期前の償還、違約金

の納付その他の措置をとるべきこ

とを請求することができる。

第六章 會計

(予算の承認)

第三十七條 基金は、事業年度ごと

に、省令の定めるところにより、

収入及び支出の予算を定めて、当

該事業年度の開始前にこれを農林

大臣に提出し、その承認を受けな

ければならない。これに變更を加

えようとするときもまた同様とす

る。

(損失、てん補準備金)

第三十八條 基金は、定款で定める

額に達するまでは、毎事業年度、

剰余金の十分の一以上を損失、てん

補準備金として積み立てなければ

ならない。

2 前項の準備金は、損失、てん補

に充てる場合を除いては、取りく

ずしてはならない。

(特別積立金)

第三十九條 基金は、前条第一項の

準備金を積み立ててなお剰余があ

るときは、すべてこれを特別積立

金として積み立てなければならな

い。

2 前項の積立金の処分について

は、別に法律で定める。

(余剰金の運用)

第四十條 基金は、左の方法以外の

方法によりその業務上の余剰金を

運用してはならない。

一 農林中央金庫その他農林大臣

林中央金庫その他農林大臣の指定

する金融機関の発行する債券の保

有

第七章 監督

(報告及び検査)

第四十一條 農林大臣は、必要があ

ると認めるときは、基金若しくは

第三十五條第一項の規定により委

託を受けた者（以下「受託者」とい

う。）に対して報告をさせ、又はそ

の職員に基金若しくは受託者の事

務所に立ち入り、業務若しくは會

計の状況を検査させることができる。

但し、受託者に対しては、そ

の委託された業務の範囲内に限

る。

2 前項の規定により立入検査をす

る職員は、その身分を示す証書を

携帯し、関係人の請求があつたと

きは、これを呈示しなければなら

ない。

3 第一項の規定による立入検査の

権限は、犯罪捜査のために認めら

れたものと解してはならない。

(法令等の違反に対する措置)

第四十二條 農林大臣は、前条第一

項の規定による検査の結果、基金

の業務又は會計が、法令、法令に

基いてする行政庁の処分又は定款

若しくは業務方法書に違反すると

認めるときは、基金に対し、必要

な措置をとるべき旨を命ずること

ができる。

(議決の取消)

第四十三條 農林大臣は、総会の招

集手続又は議決の方法が法令、法

令に基いてする行政庁の処分又は

決を取り消すことができる。(附則)
(役員改選命令)

第四十四条 農林大臣は、基金が第四十二条の命令に違反したとき又は基金の役員が法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款若しくは業務方法書に違反したときは、基金に対し、期間を指定して、その役員全部又は一部の改選を命ずることができる。

3 農林大臣は、基金が前項の命令に違反したときは、同項の命令に係る役員を解任することができる。

第八章 補則

(連合会のきよ上出金の徴収)

第四十五条 連合会は、その基金に対する出資金の額の範囲内で、定款で会員別に定める金額のきよ上出金を、定款の定めるところにより、当該会員から徴収することができる。

2 前項の規定によるきよ上出金の各会員への配分は、各会員の農作物共済、畜産共済及び家畜共済のうち省令で定める家畜に係るものについて、共済目的の種類別に省令の定めるところにより算出される推定総共済金額に、それぞれ昭和二十七年事業年度に適用すべき基準共済掛金率(家畜共済にあつては、共済掛金標準率)を乗じて得た金額を会員ごとに合計した額の会員相互間の割合を基準としてしなければならない。但し、きよ上出金の一部は、各会員に平等に配分することができる。

3 農業災害補償法第九十条(共済掛金等の相殺の禁止)の規定は、第

一項の規定によるきよ上出金の徴収に準用する。

4 連合会は、前三項の規定によるきよ上出金をさせたときは、その詳細を記載した書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

(組合のきよ上出金の徴収)

第四十六条 組合は、前条の規定によりきよ上出すべき金額の範囲内で定款の定めるところにより決定される額のきよ上出金を、省令の定めるところにより、組合員から徴収することができる。

2 前項の規定によるきよ上出金の各組合員への配分は、各組合員の農作物共済、畜産共済及び家畜共済について共済目的の種類別に省令で定めるところにより算出される推定共済金額の合計額の組合員相互間の割合を基準としてしなければならない。但し、きよ上出金のうち省令で定める割合をこえない部分については、各組合員に平等に配分することができる。

3 農業災害補償法第九十条(共済掛金等の相殺の禁止)及び第九十一条(共済掛金の滞納処分)並びに前条第四項の規定は、第一項の場合に準用する。

(特別きよ上出金の徴収)

第四十七条 組合が前条第一項の規定による最初のきよ上出金の額を決定した後組合員に加入した者は、省令の定めるところにより、その加入の時までに他の組合員が同項の規定によりきよ上出すべきものと定められた金額に相当する額の特別きよ上出金を組合に納付しなければならない。

2 組合は、前項の規定により納付された特別きよ上出金を滞りなく連合会に納付しなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

(きよ上出金の払い戻し準備金)

第四十八条 連合会は、前条第二項の規定により納付された特別きよ上出金をきよ上出金払い戻し準備金として積み立てなければならない。

2 きよ上出金払い戻し準備金は、次条第三項の規定による交付金に充てる場合及び省令で定める場合を除いては、取りくずしてはならない。

(きよ上出金の払い戻し等)

第四十九条 組合員が脱退したときは、組合は、当該事業年度の終においてその組合員が納付したきよ上出金又は特別きよ上出金に相当する金額を払い戻さなければならない。

2 組合は、前項の規定による払い戻しに充てるため必要な額の資金を交付すべきことを連合会に請求することができる。

3 連合会は、前項の規定による請求があつたときは、その請求に係る額の資金を当該組合に交付しなければならない。

4 連合会は、前項の規定により資金を交付する場合において、きよ上出金払い戻し準備金をこれに充ててなお不足するときは、基金に對しその不足する額の資金を交付すべきことを請求することができる。

5 基金は、前項の規定による請求があつたときは、その請求に係る資金を当該連合会に交付しなければならない。

第五十条 基金の解散及び清算については、別に法律で定める。

(基金の解散及び清算)

第五十一条 基金又は受託者の役員又は職員が第四十一条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第九章 罰則

第五十二条 左の場合には、その違反行為をした基金の役員を三万円以下の過料に処する。

一 第三十四条第一項の規定による認可又は第三十七条の規定による承認を受けなかつたとき。

二 この法律又はこの法律に基づく政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十六条第二項若しくは第二十七条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

四 第二十八条で準用する民法第六十条の規定に違反したとき。

五 基金の業務の範囲外の業務を行つたとき。

六 第三十八条又は第三十九条第一項の規定に違反したとき。

七 第四十条の規定に違反したとき。

第五十三条 左の場合には、組合又は連合会の役員を三万円以下の過料に処する。

一 第四十五条第四項(第四十六条第三項又は第四十七条第三項で準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第四十七条第二項の規定に違反したとき。

三 第四十八条の規定に違反したとき。

第五十四条 第三条の規定に違反した者は、三万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「リ 削除」を「リ 農業共済基金法(昭和二十七年法律第 号)」に改める。

3 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ二の次に次の一号を加える。

五ノ三 農業共済基金ノ発スル証書、帳簿

4 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「農業共済組合及び同連合会」の下に「農業共済基金」を加える。

5 登録税法(明治二十九年法律第

二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「食糧管理」の下に「農業共済基金」を、「食糧管理法」の下に「農業共済基金法」を加える。

6 所得税法(昭和二十二年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「農業共済組合及び同連合会」の下に「農業共済基金」を加える。

6 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百九十六条中「農業共済組合連合会」の下に「農業共済基金」を、第七百四十三条第五号中「農業共済組合連合会」の下に「農業共済基金」を加える。

8 経済関係則(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表乙号中「八 創設」を「八 農業共済基金及農業共済基金法(昭和二十七年法律第 号)第三十五条第一項ノ規定ニ依ル委託ヲ受ケ農業共済基金ノ業務ヲ行フ金融機関」に改める。

○野原政府委員 農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提出理由を御説明いたします。

第一に改正したい点は、共済掛金の一部を国庫が負担する制度に關してでございますが、農業災害補償法第十二条によりますと水稲、陸稻、麦の農作物共済の共済掛金の一部を農業共済再保險特別会計に繰入れて負担した

しますとともに、この負担金を食糧の売渡し価格の中に繰り込みまして消費者に負担させるように定めておるのでございますが、家計費への影響等を考慮いたしまして、農業災害補償制度施行以来毎年これに対する臨時措置としてこの規定の適用を除外する法律を制定して参つたのでございます。従いましてこの負担金は、一応食糧管理特別会計が負担いたしますが、その財源としては、一般会計からの繰入金によることとし、実際上は消費者負担は行われなかつたのでございます。この点を振り返りまして、また今後の国民経済等を勘案いたしますと、農作物共済のこの掛金の負担を、農業災害補償制度上国庫が負担する建前として、これを恒久化する措置を講じたいと思つております。

また家畜共済及び蚕繭共済の掛金の一部は、農業災害補償法第十三条の二、第十三条の三の規定が、年度を限つて国庫が負担することとしておりますので、毎年度ごとにこの年度を延長する措置を講じて参つたのでございまして、制度の趣旨にかんがみまして同共済にかかわるこの国庫負担の制度につきましても、同様恒久化の措置を講じたいのであります。

第二に改正したい点は、農業共済団体の運営に關してでございますが、現在農業共済組合の役員は、總會でこれを行つた建前になつておりますが、農村の実情に即しまして、投票所を村内の数ヶ所に設けて行つてもできるよりに改めることが適當であらうと考へるのであります。また共済団体の役員任期は、農業災害補償法第三十二条によりますと一年を

原則とし、定款で別に定めるときは、二年以内といふことになつておるのでありますが、過去の経験に照して見ましても、災害補償事業はきつめて複雑かつ技術的でありまして関係役員が業務に習熟し、その手腕を十分發揮するために、任期を三年以内とするのが、適當であらうと考へるのであります。このような点につきまして必要な改正の措置を講じたいのであります。

第三に改正したい点は、農業共済団体に對する監督検査に關してでございますが、農業災害補償法第七十九条の規定によりますと、共済団体の業務または会計の検査は、組合員の請求による場合、または法令等に違反する疑いがあるときに行われるのであります。この制度の性格から見まして業務または会計が適正に行われてゐるかどうかを知らるために、臨時検査を行うことが制度の健全な運営を圖る所以であると考えられるのでございます。以上の通りでありまして、何とぞ慎重審議の上すみやかに御賛同あらんことを切望いたします次第であります。

次に農業災害補償法臨時特例法案につきまして、その提出理由を御説明いたします。

農業災害補償法におきましては、水稲、麦の農作物共済は、各耕地一筆ごとに引受け、各一筆ごとに三割以上の被害があつた場合に補償する建前になつておるのであります。これを農家全体として見ますと、平年作程度の收穫の場合でも、一部の耕地が三割以上の被害を受けたため共済金の支払いを受ける場合がある反面、病虫害等により全体として相當の被害を受けている場合でも各一筆ごとの被害がそれぞ

れ三割以下のために共済金の支払いを受けられない場合もあるものであります。さらに、現在、共済金額は町村毎に一律に定められてゐるために、生産力の高い耕地も、生産力の低い耕地も被害程度が同一であれば同一金額が支払われるのであります。このような点は、一筆単位の共済のもたらす不合理であると考えられるのであります。従いまして、将来はこれを農家単位に引受け、農家単位に補償する共済の方法にいたしまして、制度の趣旨にかんがみまして必要ではないかと考へるわけでありまして、

この法律案の内容は、この点にかんがみまして、水稲または麦にかかわる農作物共済を行う全国の農業共済組合の中から、一定の基準の下に約五割ほどの組合を選定いたしまして、この組合について耕地一筆単位の共済と異なるいわゆる農家単位の共済を、一定期間試験的に実施させ、この実施成績を見まして、農業災害補償制度の根本的な改善をはかろうとするものであります。試験的な農家単位共済の方法として、水稲及び麦につきそれぞれ收穫物の石当り価格の八〇%に相當する石当り共済金額を定め、この石当り共済金額に農家の平均收穫量の八〇%を乗じた金額を、各農家の共済金額とし、耕地ごとの減収量を農家ごとにすべて合計したもの、その農家の平均收穫量の二割以上となつた場合に、石当り共済金額に、その二割以上となつた減収量を乗じた金額を補償することといたします。一方共済掛金は、農家単位共済を行う場合には、支払いが減少すると予想されますが、この点の資料が

ございませんので、組合単位では一応

現行通りの掛金額を積み、現行通りの保険料を連合会に納めることとし、この点の相対的な負担の軽減をはかる意味合いと、この試験的実施を奨励する意味合いにおきまして、農業共済再保險特別会計から農家負担掛金の二分の一に相當する額の補助金を支出いたします。同時に共済掛金の額が、農家単位共済に適當であるかどうか不明なことに關連いたしまして、会計を区分し、実験期間中に農家単位共済から生じた剰余金は実験を終了したときにこれを払い戻すことといたします。

この法律案の提出理由及び内容は以上の通りであります。何とぞ慎重審議の上すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

引続きまして農業共済基金法案の提案理由を御説明申し上げます。

農業災害補償制度は、御承知のごとく長期均衡の概念を基礎として成立している制度でありまして、料率の決定がいかに適正でありまして、短期間をとりましてならば、当該年度の保険料収入以上に保険金の支払いを要する事態が當然発生するわけであります。この短期的な不足金に對する資金の融通は、この制度運営上不可欠の措置でありまして、災害発生の際これに對する緊急対策を講ずるにとどまらず、制度的にも恒久対策として解決すべき問題と考へます。幸いにして国の再保險金支払いにつきましては、先般再保險特別会計法の改正によりまして、基金勘定が設置せられたわけであります。共済組合連合会につきましては、その団体の性格上、受信能力、金利負担能力がきつめて乏しいにもかかわらず、従来これら資金供給のための制度

が存在せず年々不足金の発生が都度の資金調達に困難を経験し、しかも罹災農民に対する共済金の支払いがきわめて遅延し、本制度の円滑なる運営に重大な支障となつていた次第であります。そこで今回農業共済基金を設立いたしました。特別会計における基金勘定と相呼応して、連合会に保険金支払いのための準備基金を設け、罹災農家に対する共済金の迅速かつ円滑な支払いを制度的に保証したいというのが、今回この法案を提出いたしました主目的でございます。

次に法案の主要点を御説明いたしますと、第一に出資金であります。基金の出資金は、三十億円と予定しているのではありませんが、もちろん災害の発生は不測の事態でございます。この三十億円で所要資金のすべてを充足し得ない場合も考えられるわけでございします。しかし他面不測の事態を予想して、多額の資金を長期間蔵かしておくことは、資金の効率及び農家の負担の点等から考えまして必ずしも妥当と考えられませんので、出資金といたしましては、当面の必要限度の三十億にとどめまして、爾後必要の場合には財政資金の導入等によりまして本基金の運営に万遺憾なきを期したい所存であります。この基金の出資金は、さきにも述べましたごとく、国が法律によつて、災害補償制度を強制しております関係上、補償体系の一環として国がその責任のすべてを負担すべきものとも考えられますが、他面国の財政の現状並びに連合会が、基金制度の受益者たる地位にもかんがみまして、政府と連合会の半額ずつの共同出資としたわけがあります。もちろん出資金の払込み

の時期方法について農家の負担を考慮して、五箇年以内において分轄払込みの措置を講ずるとともに、農家が共済組合を脱退する場合には、その繰出金の全額を払い戻すことにいたして居ります。

次に基金の運用についてであります。基金の性格及び国庫出資金の関係からしまして、相当の行政的監督を必要といたしますが、他面基金の会員である連合会の方々の創意によりまして、民主的運営をはかりたい所存でありまして、出資金の配分につきましても、抽象的基準を掲げるにとどめるとともに、設立、管理等においても社団的な取扱いをいたしております。

以上がこの法案の目的及びその概要でございます。慎重御審議の上、可決あらんことをお願いする次第であります。

○松浦委員長 本日の会議はこの程度にとどめ明日は午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十六分散会